最終更新日：2016年6月17日
株式会社T＆K TOKA
代表取締役社長 増田 至克
問合せ先：常務取締役管理本部本部長 北條 実 TEL：03-3963-0511
証券コード：4636
http://www.tk-toka.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの満足度を更に高めることを経営の基本におき、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体質の確立を目指しております。そのためにはコーポレート・ガバナンスを整備・拡充することが、経営上の重要な課題のひとつと考えております。
そのために当社は、内部統制システムの整備としてコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、それぞれ担当取締役を置いております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程を役職員に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備し、定期的にコンプライアンスプログラムを策定及び実施しております。また、リスク管理委員会は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行っております。更に、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「T＆K　TOKAコーポレート・ガバナンス基本方針」を制定し、当社Webサイトに掲載しておりますのでご参照ください。
http://www.tk-toka.co.jp/corp/csr/corp_governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4】
現在、当社では、招集通知の英訳は行っておりませんが、議決権電子行使プラットフォームについては平成28年の定時株主総会から利用しております。招集通知の英文化は、作成のスケジュールおよび内容の正確性担保に懸念があるため実施しておりませんが、今後の検討課題として認識しております。

【原則1－3　資本政策の基本的な方針】
当社の配当政策につきましては、有価証券報告書の【配当政策】に、「株主に対する利益還元が重要政策の一つであると考えており、将来の事業展開に備えた財務体質の強化を図るとともに、安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。」としております。自己株式の取得については、当社株式の流動性、市場環境を勘案しながら最適な方法で実施してまいります。
また、資本政策全般の開示方法については検討してまいります。

【補充原則2－2－1】
当社グループは、行動規範として、「TOKAグループ企業行動憲章」を2011年1月に制定し、全役職員に周知させております。これらのレビューについては、全役職員に行動憲章の主旨を理解しそのとおり実践しているか、具体的な方法等を検討し実施してまいります。

【原則2－5　内部通報】【補充原則2－5－1】
現在、当社では、内部通報制度を制定しておりません。今後は、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を規定に織り込んだうえで内部通報制度を構築してまいります。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1)　会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、経営戦略につきましては、決算説明会資料に当期の重点課題として、経営計画につきましても決算短信、決算説明会資料に単年度ではありますが開示しております。中長期経営計画につきましては、原油価格・為替の動向により原料調達価格が変動し、業績に与える影響が大きく予測が困難なことから、開示は行っておりませんでした。
今後につきましては、より精度の高い中長期経営計画の策定方法を検討し、公表するように努力いたします。
(5)　取締役会が原則3－1(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役・監査役候補の個々の指名の理由については、株主総会参考書類に開示しておりますが、社内取締役および社内監査役候補の指名の理由は開示しておりません。今後、株主総会において候補を提案する場合には、招集通知にて当該候補の選任理由を開示する予定でおります。

【補充原則3－1－2】
現在、当社では、決算説明会資料、招集通知等の英文化は、作成のスケジュールおよび内容の正確性担保に懸念があることと、一部の機関投資家、大株主から不要との意見があり、対費用効果を考慮した結果、実施しておりません。今後も引き続き検討してまいります。

【補充原則4－1－2】
当社は、中長期経営計画につきましては、激しい経営環境の変化により業績に与える影響が大きく、予測が困難なことから、開示は行っておりません。
株主総会、決算説明会等において、単年度の経営計画と実績の差異の内容について説明しており、その差異分析に基づいて次年度の経営計画を策定し、その内容の説明をしております。

【補充原則4－1－3】
当社は、当社の企業風土、企業理念（T&K）を尊重して経営していける者を代表取締役社長として指名しており、代表取締役社長の後継者計画については明確な基準を設けておりません。今後につきましては、当社を取り巻く経営環境や企業風土を踏まえて、後継者計画の策定を検討してまいります。

【補充原則4－8－2】
当社の社外取締役は現在2名であり、必要に応じて社外取締役と社内取締役および監査役と話し合いの機会を持っており、連絡は社内システムを利用して行っているため経営陣等とは十分に連携が取れていると考えております。そのため、現在の体制では筆頭独立取締役を置く予定は

ありません。

【補充原則４－１１－３】
当社の取締役会は、市場開拓、設備投資、M&Aと様々な経営課題について活発に議論を行い、取締役会の決定事項については、担当する部門が速やかに実行し担当取締役が管理監督のうえ取締役会で評価しており、取締役会の実効性は確保されていると考えておりますが、分析・評価および開示はしておりません。今後、分析・評価および開示方法を検討してまいります。

【原則５－２　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、中長期経営計画につきましては、激しい経営環境の変化により業績に与える影響が大きく、予測が困難なことから、開示は行っておりません。
今後、公表する場合には、株主総会、決算説明会等において株主・機関投資家等に対して明確に説明を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引先企業との信頼関係を構築し維持することが、製品の共同開発や販売活動その他事業活動を円滑に進めていくために重要であると考えております。そのため、販売活動、資金調達、原材料の安定調達のため必要と判断する取引先企業の株式を保有することがあります。
なお、取締役会において、毎年政策保有株式について、中長期的な保有意義の確認や経済合理性の検証を行うことにより、適正な管理を行います。
また、保有上場株式の議決権の行使については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、並びに投資先の企業価値向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使していきます。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社では、取締役が競合取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会での承認を得ることとしております。また、関連当事者間の取引の有無等についてを確認し、有価証券報告書の連結財務諸表注記および株主総会の計算書類個別注記表に、その概要を開示しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
(2)　本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「１．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)　取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定します。取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしております。
なお、社外取締役については、基本報酬のみとしております。

(4)　取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、取締役・監査役候補の選任を行うに当たっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役・監査役として相応しい優れた人格、識見、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を指名しています。
社外取締役を含む指名諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審査および勧告を経た上で、取締役会で決定されます。

【補充原則４－１－１】
当社では、取締役会の決議事項として、取締役会規程において、会社法等の法令で決定すべき事項の他、株主総会に関する事項、決算に関する事項、組織人事に関する事項、株式に関する事項、会社財産等に関する事項や経営基本計画等経営上の重要な事項を決定することとしております。
経営陣は取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即した事業遂行を行っております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、既に独立社外取締役を２名選任しております。独立社外取締役は、豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会における重要な意思決定を行う際に適切な助言を通じて、企業価値向上の役割を果たしております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、「Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ独立役員選任基準」に基づき独立性を判断します。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役候補者として選定しております。
なお、「Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ独立役員選任基準」の内容につきましては、当社Webサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
http://www.tk-toka.co.jp/corp/csr/corp_governance.html

【補充原則４－１１－１】
当社取締役会は、社内取締役６名と独立性の高い社外取締役２名で構成しています。社内取締役は、当社事業内容および経営理念や経営方針を熟知している者で営業、生産、技術、管理各部門の精通者を選任しております。社外取締役は、企業経営者、弁護士等から経験、知識、専門性を考慮して２名以上選任することとしています。
また、取締役・監査役人事につきましては、透明性、公正性を確保するために、過半数を社外取締役とする取締役会の諮問機関である任意の指名諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者の厳格な審査および勧告を経たうえで、取締役会で決定することとしています。

【補充原則４－１１－２】
取締役および監査役の重要な兼職状況につきましては、当社Webサイトに掲載しております「定時株主総会招集ご通知」の参考書類および事業報告の「会社役員の状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役・監査役に求められる役割、責任を果たすため必要な知識等の習得にあたり、社外セミナーへの参加等の機会を与えるとともに、それらにかかる費用については会社が負担することとしております。
社外取締役については、当社事業内容、経営方針の理解を深めるために、就任時に事業内容、財務内容の説明を行っており、更に事業所見学、主要な海外子会社の視察等を行っております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話を統括するIR担当取締役を指定し、当社事業の特殊性や事業内容を理解していただくため、常に営業本部、技術本部、生産本部とともに適切に情報交換を行い、有機的に連携し、株

主、投資家にとって有意義な情報を提供するように努めております。また、代表取締役社長による会社説明会や工場見学会等を実施し、直接、株主、投資家からの意見、要望を受けるようにしており、その結果は、随時取締役会等に報告しております。
なお、株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,587,800	6.35
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロープライスド ストック ファンド(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,478,000	5.91
増田 澄	1,421,460	5.68
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,057,400	4.23
有限会社コウシビ	1,051,820	4.20
株式会社みずほ銀行	988,200	3.95
T&K TOKA社員持株会	976,136	3.90
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント(常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	966,600	3.86
明治安田生命保険相互会社	756,000	3.02
上田 美香子	750,370	3.00

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから平成27年12月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、平成27年12月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。同社の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。
なお、平成28年1月1日付で、普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。以下保有株券等の数は、株式分割の影響を反映した数となります。

氏名又は名称	住所
ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー	米国カリフォルニア州90404 サンタモニカ市、クロバーフィールド・ブルヴァード1601、スイート5050N
保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
3,061	12.23

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木田 卓寿	弁護士											
大高 健司	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木田 卓寿	○	―――	社外取締役の木田卓寿氏は、弁護士としての専門的な知識・経験が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
大高 健司	○	―――	社外取締役の大高健司氏は、長年にわたり会社経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社の経営を監督するとともに、当社の経営全般に助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスを強化するため、社外取締役に選任しております。

			同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

経営の透明性・客観性をより高めるため、社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。
指名諮問委員会は、取締役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容について、当該議案の確定前に検討し、取締役会に勧告することとしております。報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に関する方針(業績連動型報酬についてのリンク対象となる業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準等を含む。)及び個人別の報酬等の内容について検討し、取締役会に勧告することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査の状況については、内部監査室を設置し、人員は室長1名及び同室員2名で構成されており、内部監査規程に則って内部監査を計画的に実施しております。同様に、内部統制についても各委員会と緊密な連携を保ち、内部監査を計画的に実施しております。
また、常勤監査役1名と内部監査室は、定例連絡会を毎月開催して、内部監査室の監査計画や監査結果、内部統制運用評価状況等の報告を受け、意見交換を行って、意思疎通と情報交換を行っております。
また、監査役及び内部監査室と会計監査人の連携につきましては、緊密な連携を保ちつつ、監査役は監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、内部監査室は内部監査の年間計画、監査手続き、監査結果の利用等について協議を行い、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。
なお、監査役の久村泰弘氏は、金融機関の資産運用部門に長く在籍していたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
会計監査は新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。公認会計士監査については、指定有限責任社員の関谷靖夫氏、寶野裕昭氏の他、公認会計士、その他を含め合計32名の監査従事者によって公正不偏な立場で実施されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
甲田 奏	他の会社の出身者													
郡司 勉	他の会社の出身者													
久村 泰弘	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
甲田 奏	○	―――	社外監査役であります甲田奏は、金融機関における長年の業務経験と豊富な知識を有しており、客観的で広範な観点から企業活動全般にわたり適切な監査を行えると判断し社外監査役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定します。
郡司 勉		―――	社外監査役であります郡司勉は、金融機関における長年の業務経験と豊富な知識を有しており、客観的で広範な観点から企業活動全般にわたり適切な監査を行えると判断し社外監査役に選任しております。
久村 泰弘		―――	社外監査役であります久村泰弘は、金融機関における長年の業務経験と豊富な知識を有しており、客観的で広範な観点から企業活動全般にわたり適切な監査を行えると判断し社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

平成25年６月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役退職慰労金制度を廃止することに伴い、ストックオプション制度を導入することといたしました。
当社の取締役に対し、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの行使価額を１円とするストックオプションを割り当てることとしております。新株予約権の目的である株式は、当社普通株式とし、各新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は200株としております。新株予約権の総数300個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の上限としております。新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対し、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的

としてストックオプション制度を導入することといたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、有価証券報告書で全取締役(社外取締役を除く)の総額を開示しております。なお、当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、取締役(社外取締役を除く)に支払った報酬1億63百万円、監査役(社外監査役を除く)に支払った報酬12百万円、社外役員に支払った報酬17百万円、合計で1億93百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定します。取締役の報酬は、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしております。なお、社外取締役については、基本報酬のみとしております。
役員賞与につきましては、対象の年度の営業成績により株主総会において決議し、支給することとなっております。また、取締役(社外取締役除く)に対する取締役退職慰労金制度は、平成25年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、取締役会等の事前資料の配布のほか、常勤監査役から往査の結果報告、委員会活動等の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
取締役会は、8名の取締役により構成されておりますが、経営の透明性、公正性を高めるために、そのうち2名を社外取締役としております。原則として毎月1回開催し、代表取締役社長が議長を務め、業務執行に関する重要事項を審議し、議決いたします。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの柱である取締役の指名・報酬の決定についての透明性・客観性をより高めるために、取締役会の下に社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、社外取締役が関与する体制を構築しております。
また、社外監査役3名を含む監査役4名が出席し、意見陳述を行っております。更に、取締役会が所轄取締役不在部門の責任者から毎月の実績報告及び重要事項の報告を受け、会社運営上の問題を解決するための経営会議として、部門連絡会議があります。

2. 経営会議(部門連絡会議)
経営会議(部門連絡会議)は、経営の基本政策及び経営方針に係る事項の審議並びに各部門の重要な執行案件について審議いたします。経営会議(部門連絡会議)に付議された議案のうち、必要なものは取締役会に送付され、その審議を受けております。

3. 監査役会
監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役によって構成されており、監査役会規程に基づき、原則として毎月1回開催し、重要事項について報告、協議、決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状の体制を採用している理由は、社外取締役が客観的・中立的な視点から当社の経営を監視するとともに、社外監査役及び当社出身の常勤監査役が、内部監査部門である内部監査室と連携することによって業務の適正化を確保していると考えているためです。
また、当社は、コーポレート・ガバナンスの柱である取締役の指名・報酬の決定についての透明性・客観性をより高めるために、取締役会の下に社外取締役を主たる委員とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、社外取締役が関与する体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算時及び本決算時に、機関投資家・アナリスト向けに「決算説明会」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部	
その他	不定期ではありますが、個人投資家向けに説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社Webサイトにて、TOKAグループ企業行動憲章を開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2002年にISO14000の認証を取得、翌年から毎年、環境報告書を発行、環境保全活動、CSR活動の一助としております。また、2010年埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき地球温暖化対策計画を提出、実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	TOKAグループ企業行動憲章にて、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適切かつ公正に開示する。」旨を規定しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー(企業行動憲章)を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

(2)コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス規程を役職員に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備する。また、定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施する。

(3)役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)重要な意思決定及び報告に関しては文書の作成、保存及び破棄に関しては法令及び社内文書管理規程に従い適切に保存及び管理運用し、必要に応じて規程等の見直しを実施する。

(2)取締役及び監査役は文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。

(2)リスク管理を統括する部門として、リスク管理委員会を設置し、担当取締役を置いている。リスク管理委員会は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督する。

(2)取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定める。

(3)業務の運営については、毎期年頭に各部門毎に業務目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

(2)社内規程「関係会社管理規程」に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

(3)リスク管理担当部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

(4)グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて「関係会社管理規程」に基づき、内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1)監査役が補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要なスタッフを配置する。

(2)監査役は、補助すべき使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。

(3)内部監査室は監査役との協議により監査役の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

(2)監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等から独立している。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。

(2)使用人は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)役職員の監査役に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(2)代表取締役社長、業務執行取締役、重要な各使用人、監査法人との定期または不定期な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

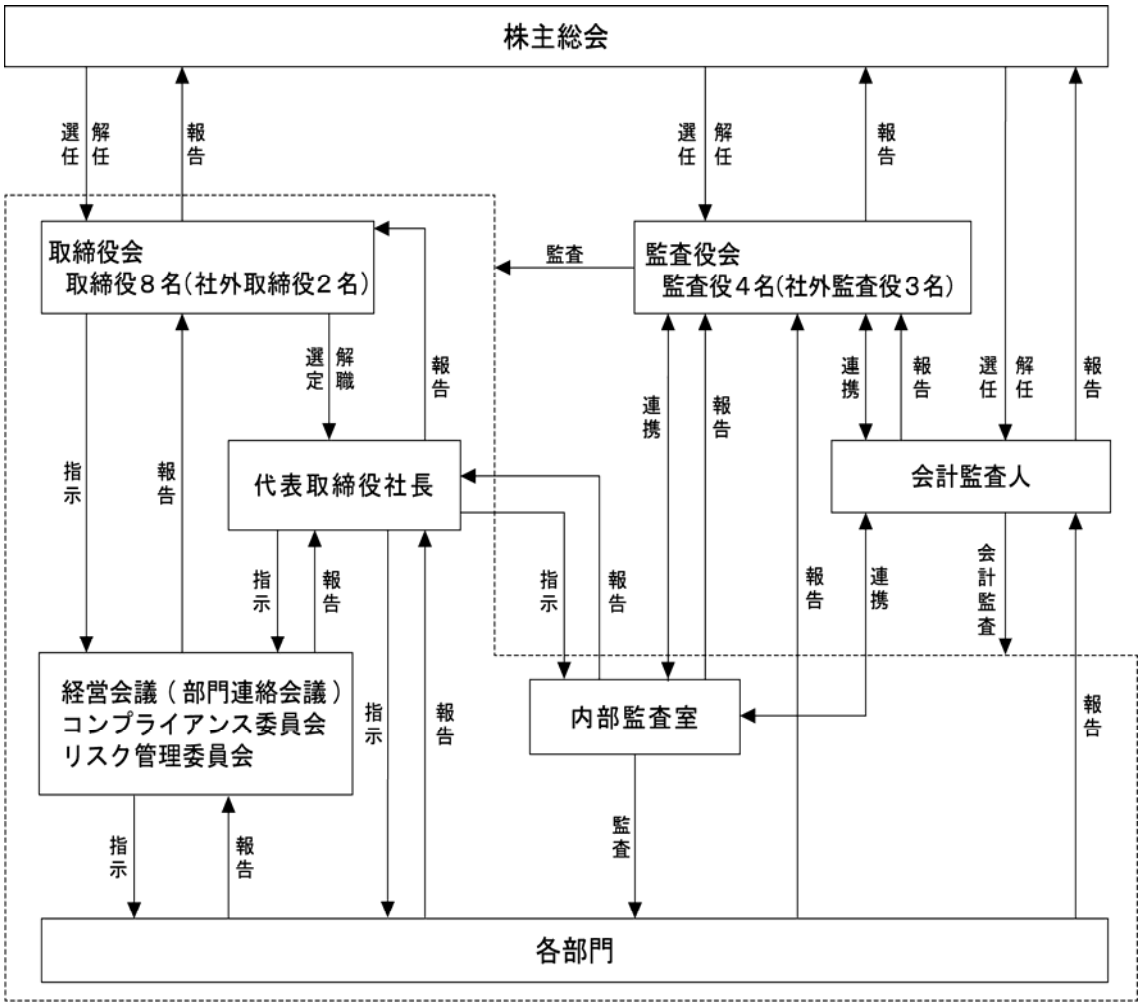
当社の会社情報の適時開示につきましては、金融商品取引法の関係法令および証券取引所規則に則り、迅速かつ信頼のおける会社情報を投資家、株主、証券アナリストなどの証券市場参加者に開示し、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるように努めております。

また、開示義務の必要性のない情報についても、証券市場参加者にとって有用であると判断される情報につきましては、積極的かつ公平に開示していくことにしております。

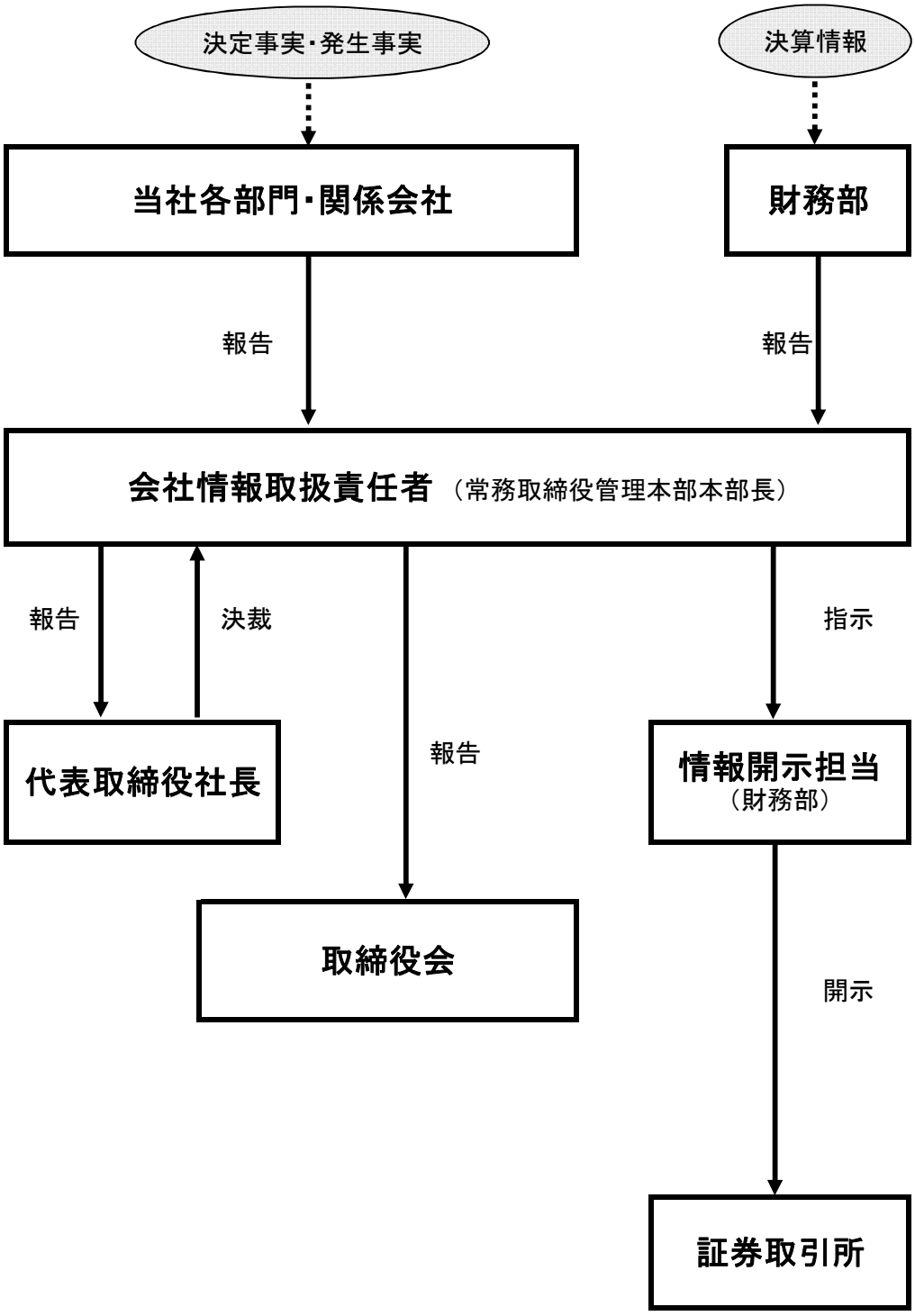
当社の社内体制につきましては、会社情報担当取締役及び会社情報取扱責任者は常務取締役管理本部本部長がその任に当たっております。適時情報開示の対象となる重要情報につきましては、常務取締役管理本部本部長に集約されており、当該情報について入手後、開示情報を必要とする重要な情報については社長の決裁を受けます。

この決裁を受けた情報につきましては、取締役会に報告の上、開示されることになります。重要事項の開示につきましては、上場企業として当然の責務と考えておりますので、手続き上可能な限り迅速にディスクローズできる体制を整備しつつ、決算発表日につきましても、財務部門の人材を強化し、積極的に早期化に取り組んでおります。

IR活動につきましては、証券市場における正当な評価を得ることの重要性に鑑み、常務取締役管理本部本部長が率先して取り組んでおり、決算発表後の決算説明会の開催、証券アナリストの取材、会社の見学会の開催などにより、当社の情報を継続的に伝えるために積極的に取り組んでおります。


株主総会
選任
解任
報告
選任
解任
報告
取締役会
取締役８名(社外取締役２名)
監査
監査役会
監査役４名(社外監査役３名)
選定
解職
報告
連携
報告
選任
解任
報告
指示
報告
代表取締役社長
連携
報告
会計監査人
指示
報告
指示
報告
報告
連携
会計監査
経営会議（部門連絡会議）
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
指示
報告
内部監査室
報告
指示
報告
監査
各部門

【参考資料：適時開示体制】


決定事実・発生事実
決算情報
当社各部門・関係会社
財務部
報告
報告
会社情報取扱責任者（常務取締役管理本部本部長）
報告
決裁
指示
代表取締役社長
報告
情報開示担当
（財務部）
取締役会
開示
証券取引所